

## 1 はじめに

○「会社法の一部を改正する法律」成立（令和元年12月4日）、公布（同11日）。

○施行時期。

- ・一般－公布の日から1年6月内（附則1条本文）。
- ・株主総会資料の電子提供－公布の日から3年6月内（附則1条但書）。

## 2 電子提供制度導入の趣旨

○株主総会資料の電子提供制度

＝招集に際して株主に提供すべき資料（「株主総会資料」）をすべてインターネット上のウェブサイトに掲載し、株主に対する書面による招集通知には、当該ウェブサイトのアドレス等の基本的な事項のみを記載することとする制度（改正325条の2～325条の7等）。

○議論の初期段階では、大きくは2つの理由（「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室、平成30年2月14日）〔補足説明〕第1部第1の1）。

- ・①株主に対し、より早期に充実した内容の情報提供をすることができる。
- ・②株主総会資料の印刷・郵送のために要する費用を削減することができる。

○最近では、①に重点が置かれることが多い（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説

〔I〕」商事法務2222号（2020年）5頁。研究者による論説として、尾崎安央「株主総会資料の電子提供制度」ジュリスト1542号（2020年）21頁、松井秀征「株主総会資料の電子提供制度」商事法務2222号（2020年）35頁も参照）。

←①を理由にするほうが一般の理解を得やすいのかもしれない。

- ・しかし①については、改正前の制度に上乘せする形で、招集通知の内容が確定すればその時点でウェブサイトにもその情報を掲載せよとすることで足りたはず。

－2020年3月期決算会社で、招集通知を定時株主総会の3週間以上前に自社ウェブサイト等で電子的に公表する予定の会社＝65.6%

（<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/>）。

○①だけに重点を置くと、今回の改正内容を説明し尽くすのは難しいのではないかと。書面での提供を不要にするところにも大きな意味があるはず。

○これらの趣旨をどこまで実現できるかは、施行後の運用に負うところが少なくない。

- ・①情報提供の充実。

－ウェブサイトへの掲載期間の開始日は株主総会の日から3週間前（改正325条の3第1項）。

→会社が任意に、3週間より前にウェブサイト上に情報を掲載することが期待される。

- ・②費用の削減。

－書面交付請求がどれだけなされるか。大量の書面交付請求がされると、かえって初め

からフルセットで書面を添付するほうがコストを抑えられることになりかねない。

### 3 電子提供措置をとる旨の定款の定め

- 電子提供措置を利用するには定款の定めを設けなければならない（改正 325 条の 2 前段）。
- 株主が受ける不利益・負担は、実質的には大きなものではない。
  - 定款に定めるほどのことがあるか。
  - ・中間試案段階でも提案（第 1 部第 1 の 1、「補足説明」第 1 部第 1 の 1）。
    - －会社が電子提供制度を利用するかどうかを早期に株主が知りうるようにしておく必要あり。
    - －電子公告（939 条 1 項 3 号）との均衡。
  - ・電子提供措置を利用することは登記によって公示（改正 911 条 3 項 12 号の 2）。
  - ・しかし株主の権利行使の方法に影響が及ぶ。
    - 定款の定めを要することとしたのは、合理的であったと考えてよい。
- 定款には、電子提供措置をとる旨だけを定めれば足りる（改正 325 条の 2 後段）。
  - ＝ウェブサイトのアドレスまで定める必要はない。

## 4 電子提供措置

### 4-1 電子提供措置の意義

- 電子提供措置（改正 325 条の 2 括弧書） ←法務省令。
  - ・会社が株主総会資料をインターネット上の自社のホームページ等のウェブサイト上に掲載し、株主が閲覧することのできるようにする措置（竹林ほか・前掲 6 頁）。
  - ・中断のリスクを軽減するため、複数のウェブサイトを用意することも可（竹林ほか・前掲 9 頁注 8）。

### 4-2 電子提供措置事項

- 299 条 2 項各号に定める場合には、一定事項について電子提供措置をとらなければならない（改正 325 条の 3 第 1 項）。＝「電子提供措置事項」（改正 325 条の 5 第 1 項）。
- ・ 299 条 2 項各号に定める場合
  - ＝書面投票・電子投票を採用する場合、または取締役会設置会社である場合。
- 電子提供措置事項。
  - ① 298 条 1 項各号に掲げる事項
  - ②議決権行使書面に記載すべき事項
  - ③株主総会参考書類の内容
  - ④株主提案に係る議案の要領
  - ⑤計算書類・事業報告の内容（監査報告・会計監査報告を含む）
  - ⑥連結計算書類の内容
  - ⑦電子提供措置事項を修正した旨および修正前の事項（改正 325 条の 3 第 1 項の 1 号～7 号）
- ①～⑥……改正前には株主に書面で提供することが要求されていた事項。

- ②には、株主の氏名・名称および議決権数が記載されるため（会社則 66 条 1 項 5 号）、ウェブサイトへの掲載は実務的な負担が大きい。
  - 任意に議決権行使書面を紙で送付する場合には、ウェブサイトには②を掲載する必要なし（改正 325 条の 3 第 2 項）。
- ⑦は、前記①～⑥の事項を修正したときに、ウェブサイト上で修正を認めるもの。現在のウェブ修正の制度に相当。
  - ・ 現行のウェブ修正。
    - － 明文上は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類についてだけ（会社則 65 条 3 項・133 条 6 項、計算則 133 条 7 項・134 条 7 項）。
    - － 明文上は、招集通知発出時から株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合に限られる。
  - ・ 修正が招集手続の著しい不公正に当たることはありうる。

#### 4-3 EDINETの特例

- 有価証券報告書提出会社（金商 24 条 1 項）が電子提供措置事項を含む有価証券報告書を、掲載期間開始日までに EDINET（金商 27 条の 30 の 2）を使用して開示する場合には、当該事項については、電子提供措置をとることを要しない（改正 325 条の 3 第 3 項）。
- 中間試案段階では検討事項（第 1 部第 1 の後注 2）。
- 議決権行使書面に記載すべき事項は、EDINET による開示では代替できない。
  - ← 株主の氏名などを不特定多数の者に開示するのは適当でない。
- ・ 議決権行使書面を書面で送付することにすれば、完全に電子提供措置を省略できる。

#### 4-4 電子提供措置期間

##### 4-4-1 電子提供措置の開始

- 掲載期間の開始日。
  - ・ 現在の招集通知の発送期限は、公開会社であれば株主総会の日から 2 週間前（299 条 1 項）。
  - ・ 印刷・郵送に要する期間分は早期にウェブサイトに掲載する措置をとれるはず。株主は議決権行使のための考慮期間を今より長く確保できるようになる。
- 中間試案段階では、両論併記＝④株主総会の日から 4 週間前、⑤ 3 週間前（第 1 部第 1 の 2 ②）。
- 改正法では、3 週間前（改正 325 条の 3 第 1 項）。
  - ・ 招集通知を 3 週間より前に発する場合には、招集通知を発する日。
- 法制審議会の附帯決議。
  - 取引所の規則により、上場会社は 3 週間よりも早期に開始する努力義務を負う。

##### 4-4-2 電子提供措置の終了

- 掲載期間の末日＝株主総会の日以後 3 か月を経過する日（改正 325 条の 3 第 1 項）。
  - ← 電子提供措置事項に係る情報が株主総会決議の取消しに係る訴訟で証拠として使用されうることを考慮（831 条 1 項参照）。

○電子提供措置事項に係る情報は、決議の不存在または無効確認の訴え、さらには会社の組織に関する行為の無効の訴えなどにおいても証拠として使用されうる。

→決議後3か月より後の日までとすべきではないかが議論（神田秀樹『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説」商事法務2191号（2019年）7頁）。

・しかし同様の問題は、委任状・議決権行使書面の備置きなどにもありうる。

## 5 招集通知の特則

### 5-1 招集通知の内容

○従来書面での招集通知が要求されていた会社（299条2項）では、ウェブサイトのアドレスなどの基本的事項だけは、従来どおり原則として書面で株主に通知しなければならない。

・電磁的方法での提供を株主が承諾した場合には、この基本的事項の通知さえも書面でなく電磁的方法で行うことはできる（299条3項）。

・現行の招集通知の記載事項および添付書類よりも大幅に簡素化。

○書面に記載すべき事項（改正325条の4第2項）。

① 298条1項1号～4号の事項

②電子提供措置をとってればその旨

③ EDINET を利用してればその旨

④法務省令で定める事項

・④では、ウェブサイトのアドレス（複数も可）等が定められる見込み。

○招集通知に際して、株主総会参考書類等（株主総会参考書類・議決権行使書面・計算書類・事業報告・連結計算書類）の交付は必要なくなる（改正325条の4第3項）。

### 5-2 招集通知に際しての任意の資料提供

○会社の側が、任意に追加の事項を書面で提供することは禁じられない。

○議決権行使書面を、書面による招集通知に同封する会社が多いと推測される。

○もし議決権行使書面が交付されないとすると――

・株主は、書面交付請求をしない限りは、自分で議決権行使書面を打ち出す必要あり。

→株主にとって負担。ひいては議決権行使の比率を低下させるおそれあり。真正の書面かをどう確認するかも問題。

・議決権行使書面に記載すべき事項を個別にウェブサイトに掲載する必要。

→会社の負担大。

→EDINETの特例を利用する意味が乏しくなる。

### 5-3 招集通知の発出期限

○発出期限。

・中間試算段階では、株主総会の日の2週間前、3週間前、4週間前とする3つの案が併記（第1部第1の3(1)）。

・公開会社・非公開会社とも2週間前（改正325条の4第1項）。

○改正法は、書面交付請求に応じてする書面の交付を、招集通知の際に行うべきこととし

た（改正 325 条の 5 第 2 項）。

→書面交付請求に応じてする書面の印刷等には時間を要するので、2 週間前で作成を得ないのではないか。

## 6 書面交付請求権

### 6-1 書面交付請求権の付与

○書面交付請求権＝電子提供制度を採用する会社の株主が電子提供措置事項を記載した書面を自らに交付するよう請求することのできる権利。

○デジタルデバイドの弱者保護のため、株主に書面交付請求権を認めた（改正 325 条の 5 第 1 項）。

・中間試案段階では、定款で排除できるようにするかどうかを検討事項（第 1 部第 1 の 4 (2) ①注 2）。

・デジタルデバイドの弱者から実質的な議決権行使の機会を多数決で奪ってしまうことはできない。

→定款をもってしても書面交付請求権を排除できない。

○「299 条 3 項の承諾をした株主」は除かれる。

←インターネットを利用することができるはずで、書面交付請求権を与えるほどのことはない。

### 6-2 書面交付請求の行使期限

○株主総会ごとに株主に交付請求するかどうかを選択させる案。

→会社側の事務処理の負担が大きくなるおそれあり。

○議決権行使の基準日まで株主に書面交付請求をさせておく（改正 325 条の 5 第 2 項）。

・株主は、いったん交付請求権を行使すれば、その後に開催されるすべての株主総会について書面の交付を受けることができる。

・議決権行使の基準日を設定しないのであれば、招集通知発送時まで請求できると解さざるを得ない（邊英基「株主総会資料の電子提供制度への実務対応」商事法務 2230 号（2020 年）56 頁）。

### 6-3 振替株式の株主による書面交付請求の方法

○書面交付請求は会社に対してなされるが（改正 325 条の 5 第 1 項）、振替株式の株主については、直近上位機関を経由して請求することもできる（改正振替法 159 条の 2 第 2 項前段）。

○株主名簿上の株主は、会社（株主名簿管理人）に直接に書面交付請求をすることができる。

・議決権と同様、権利行使をするのに個別株主通知（振替法 154 条）は不要。

→株主でなくなっている者は、次の総株主通知（振替法 151 条 1 項）によっては基準日株主となることはできないので、会社は書面の交付をする必要はない。

○直近上位機関を経由して請求することもできる（改正振替法 159 条の 2 第 2 項前段）。

・株主名簿上の株主でなくてもこの請求権を会社に対して対抗することができる（同条 2

項後段)。←その者が口座簿上株主であることは明らか。

- ・株主が次の総株主通知に基づいて初めて基準日株主として株主名簿に記載されることになるのであっても、それまでの間に、この方法で書面交付請求をすることができる。
- 審議過程での検討。
- ・第1の方法だけとする案、第2の方法だけとする案。
  - ・中間試案段階＝第2の方法だけ（第1部第1の4(2)①（注1））。  
→口座管理機関の負担の大きさも考慮する必要あり。

#### 6-4 交付すべき書面に記載すべき事項

- 電子提供措置事項を記載（改正325条の5第1項）。
- ・任意の事項も含めて、ウェブサイトに掲載した事項をすべて印刷して書面で交付しなければならないわけではない。
  - ・株主総会資料で任意に情報提供をする例が増加。⇒事業報告で画像などを多用。
- 定款に基づくウェブ開示によるみなし提供制度（会社則94条等）を残すか。
- ・中間試案では検討事項（第1部第1の後注4）。
  - ・デジタルデバイドの弱者保護を、現在よりも手厚くする必要はない。  
→改正法は、ウェブ開示によるみなし提供制度を実質的に残した。  
＝電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、書面交付請求を受けて交付すべき書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる（改正325条の5第3項）。
  - ・法務省令では、みなし提供制度の対象であった事項と同様の事項が定められる予定（竹林ほか・前掲11頁）。

#### 6-5 書面交付請求の失効

- 書面交付請求をした株主が累積していく懸念あり。
- ・累積の懸念に対処するため、立法による措置を講じるべきか。
- 請求後1年経過すれば、会社が書面交付請求をした株主に対して、請求を失効させてよいか異議があれば述べるよう催告することができ、異議がなければ請求は失効（改正325条の5第4項・5項）。
- ・催告期間は1か月以上。
  - ・リセットする機会を会社に与え、徐々にこの書面交付請求を減らしていくことがねらい。
- 例。
- ・3月末決算の会社で2024年3月20日に書面交付請求。
  - ・2025年3月21日に催告できる状態に。
  - ・2025年5月の招集通知時に催告。  
－実務上は、催告する文面を招集通知に同封すると想定（邊・前掲52頁）。
  - ・異議がなければ2026年6月の定時株主総会から書面交付不要。

#### 7 電子提供措置の中断

- 電子提供措置は、電子提供措置期間中、「継続して」行う必要あり（改正325条の3第1

項)。

- ・ 中断が生じた場合、救済規定がなければ、電子提供措置は無効。
  - 過料の制裁の対象 (改正 976 条 19 号)。
  - 中断が電子提供措置開始日から株主総会の日の前までの期間に生じると、決議取消事由 (831 条 1 項 1 号)。
- 些細な中断で電子提供措置が無効になると、会社に酷であるし、株主の混乱を招くことにもなる。
  - ・ 電子公告の制度に倣い、電子提供措置の中断が生じた場合であっても、一定の要件を満たせば救済され、電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとした (改正 325 条の 6)。
- 救済を受けるための要件は、電子公告の規定 (940 条 3 項) と同様。
  - ・ ただし、中断時間の合計が電子提供措置期間全体の 10 分の 1 以下であるという要件 (改正 325 条の 6 第 2 号) に加え、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中だけで見ても、その期間中の中断がその期間の 10 分の 1 以下でなければならない (同条 3 号)。
    - ← 株主への情報提供という観点からは、株主総会の日までの電子提供が重要。
- 調査の制度は設けない。
  - ・ 電子公告 (941 条)。
  - ・ 中間試案段階では、中断が生じた場合の立証手段の確保のために、調査の制度を設けることが提案 (第 1 部第 1 の 6)。
    - さまざまな仕組みで中断が起こっていないかを調査するシステムの構築は困難。
    - 調査の制度がなくても、中断が救済規定の要件を充足していることを会社が立証できないわけではない。

## 8 電子提供制度の利用の義務づけ

- 利用できる会社の範囲は、特に限定なし。
- 上場会社については、電子提供制度の利用が義務付け (改正振替法 159 条の 2 第 1 項)。
  - ← 制度のわかりやすさ。
  - ← インターネットを利用した株主への情報提供の促進。
- ・ 振替株式を発行している会社については、電子提供制度を利用する定款の定めを設ける旨の定款変更決議がされたとみなされる (整備法 10 条 2 項)。
- ・ 実務では伝統的に定款変更決議がなされるようであるが、実質的意義の定款は法律の力で変更されるのであり、実際の決議をしても法的には無意味。